

水防法の改正および河川管理者等による 氾濫に係る通報について

令和8年5月8日

豊橋河川事務所

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の背景・主な改正内容

令和3年5月
施行

災害対策基本法の改正

- 警戒レベル5が「災害発生情報」から「**緊急安全確保**」に変更されるなど、**災害が切迫している状況で市町村が住民に周知し、緊急安全確保等の適確な避難行動につなげることが重要であると位置付けられました。**
- なお、これまでの水防法では、災害発生が切迫している状況では、下記事項が規定されていました。

これまでの水防法

- ・ 水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者による決壊の通報（水防法第25条）
- ・ 水防計画に河川管理者等の協力（河川に関する情報の提供等）に関する事項の記載（水防法第7条）
- ・ 氾濫発生情報（確認情報）の提供（洪水予報河川・水位周知河川（一部で実施））

観測・予測技術や
情報通信技術の
進展

令和8年5月
施行

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律

※2, 3について本資料では割愛

1. 洪水に係る情報提供体制の強化

2. 高潮の共同予報・警報の創設 ※

3. 外国法人等による予報業務に関する規制の強化 ※

- 近年の豪雨等の自然災害の頻発化・激甚化を背景として、地方公共団体や住民等の防災対応の判断に資する、より明確で、きめ細かな情報のニーズが高まっている他、外国法人等により行われる不適切な予報業務に対応して規制を強化する必要性がありました。
- これらを踏まえて、観測・予測技術や情報通信技術の進展を踏まえた予報・警報の高度化・適正化を図るため、「気象業務法」と「水防法」が一括改正されることとなりました。
- 「**水防法**」においては、河川管理者等が管理等事務を行う過程で把握する情報を活かせるように、**河川管理者等による氾濫に係る通報**による、**洪水に係る情報提供体制の強化が位置付けられました。**

水防法の主な改正内容

※本文は最終ページに記載

① 河川管理者等から都道府県知事等への氾濫による危険切迫の通報

…河川管理者等は、浸水想定区域における**氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報**しなければならない。

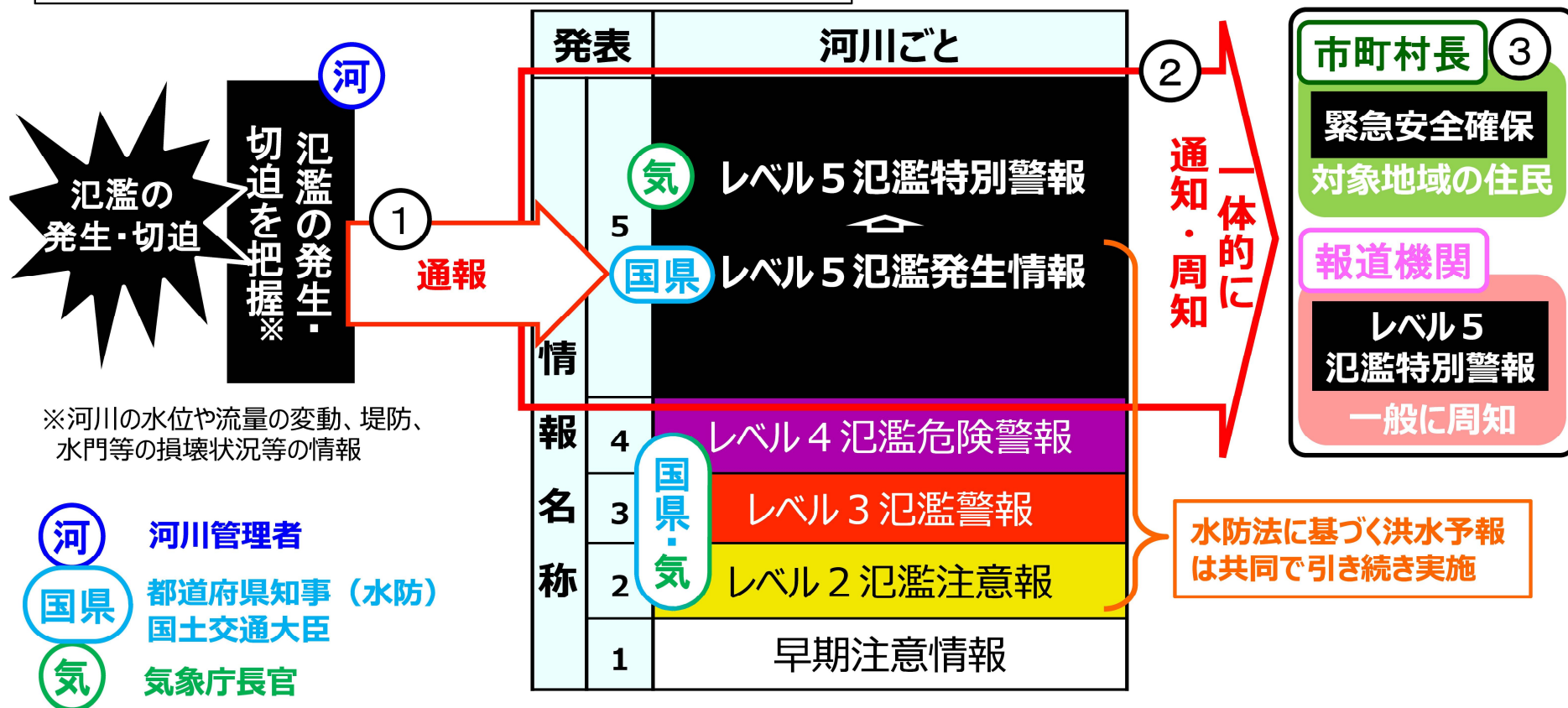
② 都道府県知事等による関係機関への通知及び一般周知

…通報を受けた都道府県知事（もしくは国土交通大臣）は、**その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める**水防管理者、水標管理者、気象庁長官に通知し、必要に応じ**報道機関の協力**を求めて、**一般に周知**させなければならない。

洪水に係る警戒レベル5相当情報の運用体制（洪水予報河川）

- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**。
【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5 氾濫発生情報を関係機関へ通知**するほか、気象庁長官の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（河川の水位や流量の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供**。
【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2第6項、第7項、第8項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事、気象庁長官からの「レベル5 氾濫特別警報（レベル5 氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**。

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ〔洪水予報河川〕



水防法改正に伴う水防計画への位置付け

- 「河川管理者等による氾濫に係る通報」の運用のためには、河川管理者等と都道府県知事等の認識を合わせておくことが重要であるため、その内容を**都道府県の水防計画に定める**ことが必要です。

水防計画に定める内容

① 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等

※次ページに記載

河川名	通報を行う区域	観測所、施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
豊川	区域①	当古観測所	愛知県豊川市当古町	・氾濫発生水位(8.54m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	豊川市、豊橋市	豊橋河川事務所

河川名	区域
豊川	左岸:愛知県豊橋市石巻本町地区の当古橋から海まで 右岸:愛知県豊川市当古町地区の当古橋から海まで

氾濫の通報基準をどのように設定すべきか

どのような区域を対象とすべきか

①～③を水防計画に反映

② 氾濫等の通報の発表形式

③ 氾濫等の伝達経路及び手段

正規

〇〇川
氾濫発生情報/レベル5氾濫特別警報
(警戒レベル5相当情報)

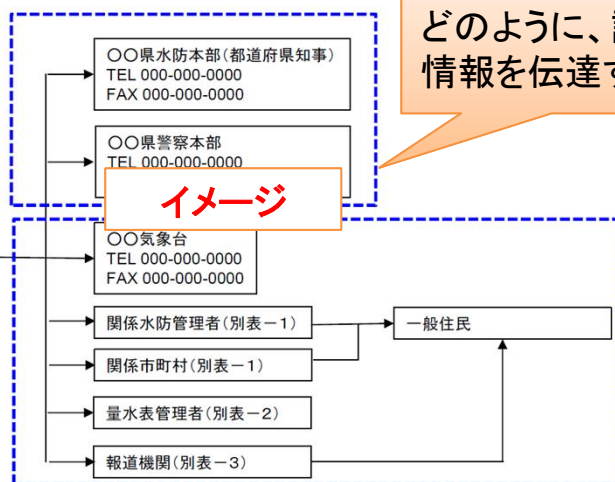
(見出し)
〇〇川では、氾濫が発生
氾濫発生箇所: 〇〇川〇〇地区 (右岸)

(本文)
【警戒レベル5相当情報】
〇〇川では、氾濫が発生し、氾濫発生箇所(〇〇川〇〇地区)において、氾濫発生水位(8.54m)に到達し、氾濫発生を確認しています。氾濫発生により、氾濫発生箇所(〇〇川〇〇地区)において、氾濫発生水位(8.54m)に到達し、氾濫発生を確認しています。氾濫発生により、氾濫発生箇所(〇〇川〇〇地区)において、氾濫発生水位(8.54m)に到達し、氾濫発生を確認しています。

イメージ

どのような様式で情報を伝達するか

国土交通省〇〇河川事務所
TEL 000-000-0000
FAX 000-000-0000



どのように、誰に、情報を伝達するか

愛知県水防計画

イメージ

愛知県

豊川における氾濫発生水位

➤ 豊川における河川管理者が行う氾濫等の通報は下表の通りです。

① 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等

河川名	区域					
豊川	区域①	左岸:愛知県豊橋市石巻本町地区の当古橋から海まで 右岸:愛知県豊川市当古町地区の当古橋から海まで				
豊川	区域②	左岸:愛知県新城市庭野萩野地区の新城橋から愛知県豊橋市石巻本町地区の当古橋まで 右岸:愛知県新城市石田万福地区の新城橋から愛知県豊川市当古町地区の当古橋まで				
豊川	区域③	左岸:愛知県豊川市行明町原月地区の柑子橋から海まで 右岸:愛知県豊川市行明町原月地区の柑子橋から海まで				
河川名	通報を行う区域	観測所、施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
豊川	区域①	当古観測所	愛知県豊川市当古町	・氾濫発生水位(8.54m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	豊川市、豊橋市	豊橋河川事務所
豊川	区域②	石田観測所	愛知県新城市庭野	・氾濫発生水位(8.20m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	豊川市、豊橋市、新城市	豊橋河川事務所
豊川	区域③	放水路第一観測所	愛知県豊川市柑子町	・氾濫発生水位(11.75m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	豊川市、豊橋市	豊橋河川事務所

② 氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする河川、区域

河川名	例外的な対応をする区域	
豊川	区域①	左岸 愛知県豊橋市牛川町
豊川	区域①	左岸 愛知県豊橋市牛川町から愛知県豊橋市下条西町まで
豊川	区域②	左岸 愛知県豊川市三上町
豊川	区域②	左岸 愛知県豊橋市賀茂町から愛知県豊川市金沢町まで

【参考】水防法改正内容(緊急安全確保に関連する条文)全文

《水防法》

(氾濫等の通報)

第二十四条の二 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域※¹における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

※ 1 住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や海岸、浸水対策を目的として整備された全ての下水道が対象

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(立退き等の指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

※下線部は改正箇所